古紙再生促進センター

SDGs レポート

(プレレポート)





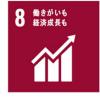
































日本の紙リサイクルは国民の分別意識の高さや善意に支えられ、また長年にわたる関係者の努力の結果、資源の有効活用や廃棄物の減量化といった循環型社会の形成に大切な役割を果たしてきました。

こうした流れの中で1974年3月に設立した古紙再生促進センター(以下、「センター」という)は、消費者や事業者を始めとした紙リサイクルに関わる多様なステークホルダーの皆様とともに、広報啓発、調査研究等の事業を通じた古紙の回収や利用の促進に向けた約半世紀弱の歴史を積み重ねてきたところです。

こうした取組は時代が経過し社会が進展してきた現在も変わらず、むしろ様々な社会課題が深刻化し、 国際社会が後述する SDGs(持続可能な開発目標)の達成など持続可能な社会の実現を目指す中、原点 に立ち返ったセンター活動がより一層重要になると考えております。

こうした考えのもと、センターは 2024 年の創立半世紀の節目に向けて、紙リサイクルと SDGs との関連性を再確認することとし、本レポートを作成しました。

センターは、更に多様な立場の方々との連携を生み出す共通言語ともいえる SDGs を通じた小さな連携の積み重ねを大きな力に繋げ、日本の紙リサイクルの更なる発展を目指してまいります。

▲設立の目的

古紙の回収・利用の促進を図ることにより、生活環境の美化、紙類の安定的供給の確保、森林資源の愛護に資し、もってわが国経済の健全な発展と豊かな国民生活の維持に貢献することを目的とする。

(定款第3条)



♣発足の経緯·事業

国内の有効な資源である原料としての利用、省資源、環境対策などの観点から、1972 年、当時の通商省の諮問機関、産業構造審議会からの答申を得て、1974 年に製紙会社、古紙直納問屋などの賛同を得て発足。当センターの存在意義は国民のたゆまない紙リサイクル活動に支えられている。

紙リサイクルの促進、それは製紙原料の安定供給だけではなく、資源の有効利用や、廃棄物の減量化といった循環型社会のための大きな役割を担っており、紙リサイクルを促進するためには家庭、事業者、地方自治体、古紙問屋、回収業者、商社や製紙会社といった関係者が一体となって取り組む必要がある。紙リサイクルにとっては古紙回収・利用拡大とともに、古紙品質の維持・向上が重要であり、これらを踏まえ、「民による公益の増進」という、公益法人制度の趣旨に沿って紙リサイクルを促進するための幅広い事業の取組を行っている。

目 次

01.	紙リサイクルの社会的背景	- 1	-
02.	紙リサイクルの全体構造	- 2	<u> </u>
03.	古紙回収の全体構造	- 3	} -
04.	紙リサイクルに関わる主なステークホルダー	- 4	ļ -
05.	SDGsと紙リサイクルとの関係性	- 4	ļ -
06	センター事業における SDGsの貢献領域	- 7	, _

01. 紙リサイクルの社会的背景

我が国が紙リサイクルに取り組むようになった社会的背景として、高度成長期におけるごみ総排出量の増 加やバブル景気における最終処分場のひっ迫などがある。紙リサイクルは、ごみ総量の増加に対応するた めの排出抑制を出発点とし、リサイクル元年となる平成3年の資源有効利用促進法を機に、廃棄物の分別 や再資源化が行われるようになった。その後、資源保護の観点からグリーン購入法や家電品、食品といっ た個別リサイクル法などが成立した。平成 12 年 6 月には循環基本法が成立し、同法に基づく循環型社会 形成推進基本計画が始動したことで、紙を含む資源循環に関わる一連の法体系が整った。

環境基本法

平成5年11月19日法律第91号 最終改正:令和3年5月19日法律第36号

環境基本計画(第五次計画 2018.4 閣議決定)

- ·SDGsの考え方も活用し、環境·経済·社会の統合的向上を具現化
- ・地域資源を持続可能な形で活用
- ・幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化

循環基本法

平成12年6月2日法律第110号

社会の物質循環の確保 天然資源の消費の抑制 環境負荷の低減

|廃棄物処理の優先順位

- [1]発生抑制
- [2]再使用
- [3]再生利用 [4]熱回収
- [6]適正処分

廃棄物の適正処理

循環基本計画(第四次計画 2018.6 閣議決定)

- ・持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ・多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- 循環分野の基盤整備

再生利用の促進

廃棄物処理法

昭和45年12月25日法律第137号 最終改正:令和元年6月14日法律第37号

- |①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクル含む)
- |③廃棄物処理施設の設置規制|
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定

資源有効利用促進法

再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法 律第48号)を一部改正(平成12年6月7日法律第113号) 最終改正:平成26年6月13日法律第69号

- 「①製品製造段階における3R対策
- ②分別回収のための識別表示
- ③事業者の自主回収・リサイクルシステムの構築

リサイクル(1R) \rightarrow リデュース・リュース・リサイクル(3R)

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法

平成7年6月16日法律第112号 最終改正:平成23年8月30日法律第105号

「対象:一般廃棄物(ビン、ペットボトル、 紙製・プラスチック製容器包装等)

その他個別のリサイクル法

家電、食品、建設、自動車 小型家電

ン購入法(国が率先して再生品などの調達を促進)

平成12年5月31日法律第100号 最終改正:令和3年5月19日法律第36号

①国等の公的部門における調達の推進 ②情報の提供など

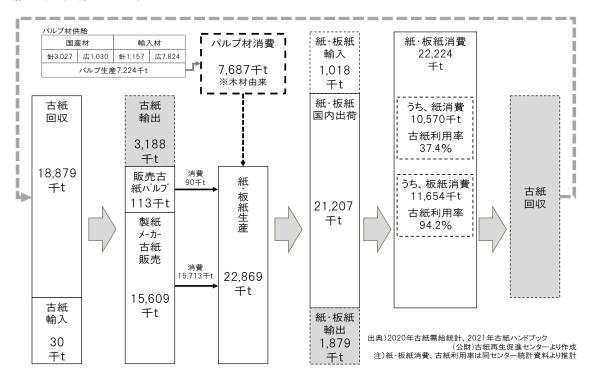
環境負荷の少ない 持続可能な社会の構築

図 1 紙を含む資源循環に関わる我が国の法体系

02. 紙リサイクルの全体構造

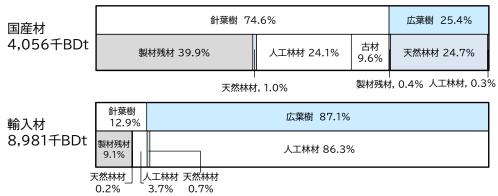
紙リサイクルの過程において、回収された古紙の多くは製紙メーカー等に販売され、古紙は国内で新たな紙・板紙生産の材料として利用されるほか、一部は海外に輸出されている。

紙・板紙の生産には、古紙のほか木材由来のパルプ材も使われており、使用されるパルプ材は、約7割を輸入材に依存している。



出典: 古紙ハンドブック,公益財団法人古紙再生促進センターより作成 図 2 紙リサイクルの全体構造

紙の原料となるパルプ材の入手について、製紙業界は古くから国内社有林での植林を進めてきたが、造成用地の確保やコスト等の問題から、近年は海外での植林を進めている。上述した輸入材の依存状況はこうした海外植林地の増加に伴うもので、下図に示すとおり、輸入材の約9割(3.7%+86.3%)は主に海外植林地で育成された人工林材によるものである。また近年、使用する木材が持続可能な形で資源管理された森林由来であることを第三者が証明する「森林認証」の取得も進められており、これにより、トレーサビリティが確保された資源循環に資する木材利用が拡大している。

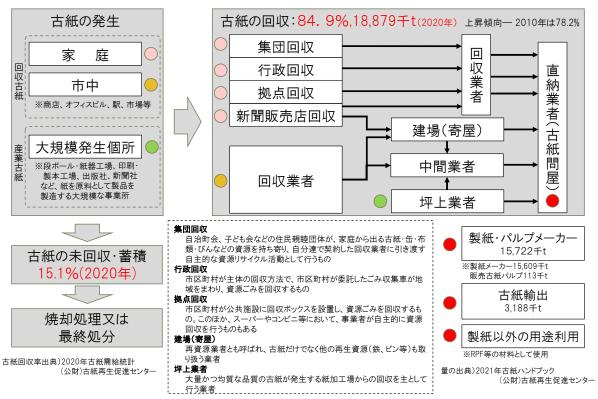


出典:古紙ハンドブック,公益財団法人古紙再生促進センターより作成 図 3 パルプ材の原種別構成(国産材・輸入材)

03. 古紙回収の全体構造

国内において、古紙は家庭や市中など様々な場所で発生し、いくつかの回収手段を経て直納業者へと 運ばれ、紙・板紙の製造または輸出といったプロセスの中でリサイクルが行われている。

古紙の回収率は年々上昇しているが、2020 年時点で発生する古紙の約 15.1%は回収されず、焼却処理または最終処分がなされている。



出典: 古紙ハンドブック,公益財団法人古紙再生促進センターより作成 図 4 古紙回収の全体構造

発生した古紙は各回収ルートを経て再利用等がなされており、古紙回収率(古紙回収量÷紙・板紙消費量)や古紙利用率(古紙消費量÷製紙用繊維原料合計消費量)は増減があるものの、概ね上昇基調にある。このうち、古紙回収率については分母に再利用できないもの(衛生用紙や禁忌品と呼ばれる再利用できない種類の紙)が含まれており、これらを考慮すると、回収率の上限が約 85~87%程度となるため回収率 84.9%はほぼ上限値に達していると考えられる。

一方、古紙利用率は67.2%(2020年)となっており、その比率は古紙回収率と比べると低い。



出典: 古紙ハンドブック,公益財団法人古紙再生促進センターより作成図 5 紙: 板紙の国内消費量と古紙回収率: 利用率の推移

04. 紙リサイクルに関わる主なステークホルダー

紙リサイクルに関わるステークホルダー(関係者)は主に 11 者が想定され、下表に示すとおり、紙リサイクルの動きの中でそれぞれの役割を担っている。

4、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	ブライブルに対力が入り ブルルグ
紙リサイクルの動き	ステークホルダー
古紙の排出ルールを定める	①自治体、②事業所等(※)
紙・板紙を消費し、古紙として排出する	②事業所、③家庭
古紙を回収する	④地域団体(町内会、自治会、子ども会、PTA、マン
	ション管理組合)、⑤新聞販売店、⑥回収業者
古紙を収集・選別・商品化・販売する	⑥回収業者(建場[寄屋]、坪上業者、中間業者含
	む)、⑦直納業者
古紙を国内販売し、一部を輸出する	⑧ 商社
古紙から紙・板紙製品を製造する	⑨製紙会社
古紙から紙・板紙以外の製品を製造する	⑩RPF 製造会社
古紙業界をつなぎ、情報提供や啓発等を行う	⑪(公財)古紙再生促進センター(以下、「センター」)

表 1 紙リサイクルの動きと紙リサイクルに関わるステークホルダー

ステークホルダーによる紙・板紙の消費から古紙回収、リサイクルに至る一連の流れは次のとおり。

製造された紙・板紙は消費後、自治体や事業所等のルールに従って主に古紙として分別され、分別されない一部はごみとして処分されている。分別された古紙は回収業者・直納業者を経由し製紙会社に販売され、紙・板紙の原料としてリサイクルされているほか、一部の余剰古紙は需要国に輸出されている。また、数量は少ないが RPF 材料等に使用されるものもある。

05. SDGsと紙リサイクルとの関係性

2015 年 9 月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までの国際目標として、SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が示された。 SDGs は貧困から飢餓、環境問題、経済成長、ジェンダー平等に至るまで幅広い課題が網羅されており、課題に対する 17 のゴール(目標)と、17 ゴールに紐づく 169 のターゲット(サブ目標)が設定されている。現状において SDGs は既に現在の社会、経済に組み込まれつつあることから、循環型社会、または資源循環の達成に向けて、ステークホルダーによる紙リサイクルの取組拡大が社会から求められている。

しかしながら、紙リサイクルに関連する SDGsゴールの達成には、各ステークホルダー単独の取組では限界がある。このため、紙リサイクルの更なる深化に向けて、各者が協力して取り組むことが重要である。

		表 2 SDGs	s17 ゴール 🞇
1.8% 8/29/8	目標1	貧困をなくそう	目標 10 人や国の不平等をなくそう
2 555	目標2	飢餓をゼロに	🔣 目標 11 住み続けられるまちづくりを
3 3000; W ^	目標3	すべての人に健康と福祉を	目標 12 つくる責任つかう責任
4 seek see	目標4	質の高い教育をみんなに	目標 13 気候変動に具体的な対策を
5 ¥25.*	目標5	ジェンダー平等を実現しよう	目標 14 海の豊かさを守ろう
E catagorie	目標6	安全な水とトイレを世界中に	🛂 目標 15 陸の豊かさも守ろう
1 diffusion	目標7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	■ 目標 16 平和と公正をすべての人に
8 125a	目標8	働きがいも経済成長も	■ 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう
9 8:437	目標9	産業と技術革新の基盤をつくろう	

- 4 -

[※]事業所等:事業所、ビル管理会社、オフィス町内会

前述した紙リサイクルの動きを踏まえると、紙リサイクルの更なる深化に向けてステークホルダー全体が協力して取り組むべき全体目標について、SDGsの視点で抽出した。その結果、紙リサイクルによって SDGs に貢献できる項目として、下表に示す 6 つの目標が挙げられる。

表 3 紙リサイクルが担う SDGs の 6 目標

SDGs	紙のリサイクルが果たすべき役割
4 第0高い教育を みんなに	SDGs : 4 質の高い教育をみんなに ■紙のリサイクルの役割 ⇒紙の再生品の利用、リサイクルを学べる教育の機会を提供する
11 住み続けられる まちづくりを	SDGs : 11 住み続けられるまちづくりを ■紙のリサイクルの役割 ⇒使用済の紙を分別して再利用を図り、資源の有効活用を図る
12 つくる責任 つかう責任	SDGs : 12 つくる責任 つかう責任 ■紙のリサイクルの役割 ⇒製紙業界のリサイクル可能な商品開発の推進に貢献する ⇒消費者の持続可能な社会形成への参画意識を醸成する
13 気候変動に 具体的な対策を	SDGs : 13 気候変動に具体的な対策を ■紙のリサイクルの役割 ⇒ごみの資源化による脱炭素社会の実現に貢献する
15 陸の最かさも 守ろう	SDGs : 15 陸の豊かさも守ろう ■紙のリサイクルの役割 ⇒森林資源の持続可能な利用に貢献する
17 パートナーシップで 日報を達成しよう	SDGs : 17 パートナーシップで目標を達成しよう ■紙のリサイクルの役割 ⇒多様なステークホルダーが連携し、持続可能な社会を実現する

また、各ステークホルダーが担う紙リサイクルの深化に向けた取組と SDGs との関係性を個別に整理すると、下表のとおり示される。

表 4 ステークホルダーの取組と SDGs との関係性整理

		自治体	1 ///		V74\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	10 00 00)		
4	ご分	集地	補回	再	再	包	適				ご周
分別	み別	渠 地 団 域	助収	生	生	装	正	分別		分 別	み辺
ル	処収		· 団	紙	 紙	材	な	ルル		カ ³ ご	り返り収事
	分集	収体	支体	調	の	の	分	1	収	み	集業
ル	量に	のに	援等	達	利	削	別	ルル	の	。 の	の所
等	のよ	支よ	金へ	の	用用	減	廃	等	実	_	共と
の	削る	援る	拠の	推	,,,	""	棄	の	施	括	同の
周	減		出	進				啓			化
知								発		収	
4 質の高い教育を みんなに	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 日標を達成しよう	器 器きがいも経済成長も	12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	11 住み続けられる まちづくりを	4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		*	M	co	∞		A		▄▋⋬ᇳ		***
	家庭		地域	团体	新聞則	仮売店		回収業者		直納	業者
再	家 分	適	分	集	新	教 職	低回	不	教 職	古	環工
生	族 別	正	別	寸	聞	育場	公 収	適	育場	紙	境 場
紙	内ル	な	ル	回	•	· の	害車	切	· 0	の	教 見
の	で !	分		収	チ	啓 安	車両	業	啓 安	回	育学
利	のル	別	ル	の	ラ	発全	への	者	発全	収	の等
用	共の	廃	の	実	シ	の対	の	対	の対	ے ا	実に
	有	棄	周	施	_ の	実策	切	策	実策	販	施よ
			知			施や	替	の	施や	売	る
					収			実 施			
12 つくる責任 つかう責任	4 質の高い教育を みんなに	11 住み抜けられる まちづくりを	4 質の高い教育を みんなに	13 気候変動に 具体的な対策を	13 気候変動に 具体的な対策を	8 備きがいも 経済成長も	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	16 平和と公正を すべての人に	8 強きがいも 経済成長も	・ 産業と技術革新の 基盤をつくろう	4 質の高い教育を みんなに
CO		₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽₽					-0-	<u> </u>			
直納	商	社				製紙会社					造会社
業者 マ処	古	古	人	適国	紙古	化ボ	廃	教 職	環工	R古	環工
ル理	紙	紙	エ	切内	製紙	石イ	液	育場	境場	P 紙	埃 土 境 場
リタ	/担V の	が の	 林	な外	造利	燃ラ	の	・ の	教見	F を	教見
サ託	国	海	由	管の	技用	料1	净	啓 安	育学		育学
イを	内	外	来	理自	術拡	1 ¹ ·	化	発全	の等	料用	の等
ク通	販	輸	の	社	の大	ら料	処	の対	実に	のし	実に
ルじ	売	出	木	林	開に	のの	理	実策	施よ	製た	施よ
のた			材	の	発 資	転		施や	る	造	る
実サ			利		す	換				販	
施丨			用		る					売	
9 産業と技術革転の 基礎をつくろう	9 産業と技術革新の 高型をつくろう	8 messus	12 つくる責任 つかう責任	15 ####################################	9 産業と技術革新の 高額をつくろう	7 ###-#################################	6 変全な水とトイレ を世界中に	8 mesus	4 質の高い教育を あんなに	7 ****-********************************	4 質の高い教育を おんなに

※事業所等:事業所、ビル管理会社、オフィス町内会

06. センター事業におけるSDGsの貢献領域

センターは、資源となる古紙の有効利用や廃棄物の減量化を通じて我が国の持続可能な社会の実現を目指しており、紙リサイクルの促進に向けて、下表に示す 4 事業に取り組んでいる。

表 5 センター4 事業の概要(1/2)

	- X 0 C2 / * 事未の似女(1/ 2)
1. 古紙品質安定化対策事業	古紙品質の維持向上を目的とし、製紙メーカーを対象とする調査事業 を実施
1 古紙品質調査事業	製紙メーカーの協力を得て、古紙開梱組成調査を実施
2 古紙品質情報ネットワーク の運用	古紙品質情報ネットワークを通じ、製紙工場での品質トラブル情報を他社工場や古紙問屋と共有化
3 個別古紙品質対策	禁忌品の混入防止対策を講じるほか、禁忌品見本帳を作成し、行政 機関等に配布
2. 広報事業	紙リサイクルの促進を目的とし、古紙排出時の分別及び禁忌品除去の 徹底や未利用古紙の掘り起こし等に関する事業を実施
4 紙リサイクル研修会	地方自治体や消費者、事業所等を対象とした研修会を実施(コロナ禍に対応したオンライン形式での開催やセミナー動画も併用)
5 紙リサイクル出前授業	主に小学生を対象に紙リサイクルに関する出前授業を実施(コロナ禍に対応したオンライン形式での開催も併用)。 教材のブラッシュアップやシニア人材の活用など、授業提供体制を強化
6 地域広報活動	各地域で開催される紙リサイクルイベントへの参加等、紙リサイクルの 啓発に向けた広報活動を実施
7 紙リサイクルセミナー	毎年主催する紙リサイクルセミナーをライブ・動画配信も併用し、ステークホルダーに広く周知
8 啓発資料等の配布	創立 50 周年に向けたセンター会報をリニューアル。また、新たに地方 自治体担当者を対象にハンドブックを作成
9 紙リサイクルコンテスト	「全国小中学生"紙リサイクル"コンテスト」を通じ、作文・ポスターの優秀作品を選定・表彰を実施
10 未利用古紙掘り起こし・品 質確保等の啓発 他	SDGsと紙リサイクル及びセンター事業との関わりを整理し、取組を本格化。また、JETROと連携し、海外専門家による定期的なオンラインセミナーを開催
11 顕彰制度	紙リサイクル推進に貢献した集団回収実施団体の顕彰を実施
12 グリーンマーク	古紙利用製品の認識向上及び利用拡大を目的としたグリーンマーク 普及の推進

表 6 センター4 事業の概要(2/2)

3. 調査研究事業	紙リサイクルの促進状況を把握し、品質安定・古紙回収システム維持に資することを目的とし、各種調査事業を実施
13 雑誌・雑がみ・オフィス古紙調査	オフィスや事業所のリサイクル状況について、調査結果の自治体への フィードバックを通じ、関係を強化
14 地方自治体古紙関連施策調査	全国市区町村に対し、紙リサイクル変化等の調査を実施。また、紙リサイクルに関する先進自治体を分析し、自治体にフィードック
15 新技術に対応した紙リサイクル促進に関する調査研究	リサイクル性に優れた紙・プラ複合素材に関する情報を収集
16 未利用古紙の回収ネットワーク構築	ウィズコロナにおけるステークホルダーの実状や課題調査を通じ、未利用古紙の回収ネットワークを構築
17 外部委員会 他	インドでの紙リサイクルシステム構築支援事業(経済産業省)の参画、 及び紙製容器包装リサイクル推進協議会、全国牛乳容器環境協議会 への情報提供を実施
18 海外市場調査	国際資源循環の観点からアジア諸国とのオンライン交流を実施
19 統計調査	国内外の古紙需給統計等の収集・とりまとめを実施
4. 紙の資源リサイクル安定化対策事業	安定的な需給バランスに基づく持続的な回収システムの維持を目的とし、国内外における中長期的な課題整理を実施
20 古紙余剰対策事業	紙リサイクルシステム維持に向けた取り組みを実施
21 海外調査研究	世界の循環型経済社会の拡大に伴う紙リサイクルへの影響や、MIX 古紙規制の影響を調査
22 リサイクル方法の調査研究	古紙の製紙原料以外の用途に関する調査を実施
23 紙リサイクルの維持	各ステークホルダーを対象とするオンラインセミナーや各地区との意見 交換会をもとに、中長期的・持続的な紙リサイクルの課題整理を実施

前述の 4 事業は、持続可能性の観点で SDGs との親和性が高いと考えられる。そこで、SDGs17 ゴールを関連する事業に紐づけることにより、センター事業における SDGs の貢献領域を明確化した(別表参照)。

🌲 カテゴリ

古紙品質安定化対策事業

🌲 マテリアリティ

古紙品質の維持向上

🌲 SDGs への貢献







🌲 カテゴリ

広報事業

🌲 マテリアリティ

紙リサイクルの促進

🛕 SDGs への貢献











🌲 カテゴリ

調査研究事業

▲ マテリアリティ

紙リサイクルの促進状況を把握し、品質安定・古紙回収システム維持に貢献

📤 SDGs への貢献









🌲 カテゴリ

紙の資源リサイクル安定化対策事業

▲ マテリアリティ

安定的な需給バランスに基づく持続的な回収システムの維持

🌲 SDGs への貢献









尚、古紙再生促進センターでは紙リサイクルに関わる諸課題解決に向けた意見交換・討議を行うために 製紙会社・古紙問屋・商社を交えた定期的な各種委員会を開催しており、上記 4 事業に加えて大切なセンター活動となっている。主なものとして、業務委員会 /全国地区会議、地区委員会(全国 8 地区/北海道~九州)、輸出委員会(輸出関連会社)、家庭紙委員会(衛生用紙事業者・問屋)、財務委員会等を定期的に開催している。また全国 8 地域における地区委員会では地域とのコミュニケーションを前提とした広報・啓発事業も展開している。 令和4年度センター個別事業におけるSDGsとの関連を記載センター個別事業が半数以上該当する目標を各カテゴリにおける貢献領域とした。

別表 令和4年度センター事業とSDGs17 目標の紐づけ

		, mar		11000			10 mm	To See See See See See See See See See Se	CHAMBIO	SEZUROT OF	Ad Daumana						New Corte
番	事業	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	, eng. 7	3 maximise 4 ava — — — — — — — — — — — — — — — — — —		٥	/ tron-si	• #3#8#		2 (1)		8 S	3 ARRICHRE			no recove	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$
	古紙品質安定化対策事業																
П	古紙品質調査事業										0	0					0
7	古紙品質情報ネットワーク										0	0					0
ო	個別古紙品質対策										0	0					
	広報事業																
4	. 紙リサイクル甲修会			Ĺ	0						0	0	0		0		0
ഹ	紙リサイクル出前授業				0						0	0			0		0
9	,地域広報活動				0						0	0			0		0
_	7 無リサイクルセミナー				0							0					0
∞	路発資料等の配布				0						0	0			0		0
თ	筬リサイクルコンテスト				0						0	0			0		0
19	カトラング (本利)用古紙掘り起こし・品質確保等啓発										0	0			0		0
11	1 顕彰制度										0	0			0		0
12	2 グリーンマーク											0			0		0
	調査研究事業																
13	3 雑誌・雑がみ・オフィス古紙調査								0		0	0					
14	4 地方自治体古紙関連施策調査								0		0	0					0
15	5 新技術に対応した紙リサイクル促進に関する調査研究	民							0		0	0					0
16	5 未利用古紙の回収ネットワーク								0		0	0					
17	7 外部委員会他											0					0
18	8 海外市場調査										0						0
19	9 統計調査											0					
	紙の資源リサイクル安定化対策事業																
50	2 古紙余剰対策事業											0	0				0
21	1 海外調査研究											0					0
22	2 リサイクル方法の調査研究								0			0	0				
23	3 紙リサイクルの維持								0			0	0				0
	┑.										1	1	-	1	1	1]